

回 答 書

藤金班Aさんより

1 議案第1号関係

- (1) 第16条中の変更部分が「正会員、特別会員又はゴールド会員」となっていますが、及びのミスプリではありませんか？

(回答)

現行の定款第16条は、次のとおり「又は」で結んでおります。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において正会員又は特別会員の中から選出するものとし、選任まで又は選任されない場合には、これを理事長が務めるものとする。

他の条項では、「及び」で結んでおりますので、ミスプリとのご疑念をお持ちになられたのだと拝察いたしますが、他の条項での用法は、全体として「会員」を捉えるニュアンスが強く、第16条では、会員から「選択」というニュアンスが強いものとして用語を使用していると考えております。

- (2) 第8条の定款変更では、ゴールド会員は任意に退会出来ない様に読み取れます。変更しなかった理由をお聞かせください。
- (3) 現定款の第13条第6号の除名に関し、ゴールド会員は除名できないように読み取れます。変更しなかった理由をお聞かせください。

(回答) ご指摘のとおり、第8条及び第16条第6号の規定は、変更漏れでございます。重なる不調法、深くお詫びを申し上げます。次回の総会開催時に変更手続きをいたします。

なお、実務としては、ゴールド会員が退会の意思表示をされたとしても、定款第8条の趣旨・目的から解釈して、これを拒むことはありません。また総会の「権限」として会員の「除名」を定めた第13条第6号の変更漏れはありましたが、会員の「除名」に関する手続きを規定する第9条は、適正に変更がなされておりますので、定款を論理的に補い、整合を図るように解釈することにより適切な対応が可能であり、実務的には支障は生じないものと考えております。

- ## 2 理事会・各委員会・事務局毎具体的事業実施内容について、「フレイル」を取り上げているのが女性委員会の会員増加がテーマの部分だけで、総務委員会も安全衛生委員会も具体的に取り上げていません。この程度の取り組みですか？

またその具体的内容が「フレイルによる健康増進活動」とあり、これは「フレイル予防の為の健康増進活動」のことだと思いたしますが？

(回答)

「フレイル」とは、年をとるにつれて、筋力、認知機能、社会とのつながりを含む心と体の活力が低下した状態をいいます。「虚弱」を意味する英語の frailty (フレイルティ) が語源とされ、平成26年に日本老年医学会が提唱した用語です。

具体的には、健康状態から「要介護」状態になる前に「フレイル」という中間期があり、大規模な研究から「しっかりかんで、しっかり食べる」「運動する」「社会とのつながりをもつ」、この3つのことがバランスよくできていれば、加齢に伴う体や心の衰え(=フレイル)を予防でき、仮にフレイルになってしまっても改善につながれることが実証されてきています。

当シルバー人材センターでも、女性委員会が早くから「フレイル」問題に取り組み、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所のご指導を受けながら活動をしてまいりました。こうしたことから事業報告において女性委員会の活動に記述される機会が多くなります。

しかしながら、フレイル問題は、我々に共通する問題であり、シルバー人材センターを挙げて取り組むべき課題として認識しております。今はコロナ禍で中断しておりますが、総務委員会が所管する地域班連絡会議においても、フレイル予防についての啓発と簡単なストレッチや脳トレを実践してまいりました。

今回の定款変更で提案いたしました「ゴールド会員」制度も、就業ができなくなってもシルバー人材センターの会員を継続し、会員との親睦を図る等により「社会性」を維持し続けていただくことを念願し制度化するものです。

フレイルの問題は、今後も市その他の関係機関とも連携を図りながら、積極的に取り組んでいく所存であります。

なお、ご指摘の点につきましては、原文ではカッコつきのフレイルと表記されております。「“いわゆるフレイル問題”による健康増進活動」といった意に解していただけますと幸いです。